

一般社団法人地域緩和ケア推進協会

定 款

## 定 款

### 第 1 章 総 則

#### (名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人地域緩和ケア推進協会と称する。

#### (目 的)

第 2 条 当法人は、地域緩和ケアの普及、啓発を实践することを目的とし、その目的達成のために下記の事業を行う。

1. 地域緩和ケアを实践している各職種で、当協会の基準を満たすものを地域緩和ケア推進員とする認定事業
2. 当協会の基準を満たし指導できる者を地域緩和ケア推進指導員とする認定事業
3. 当協会の基準を満たす施設を推進員、推進指導員養成研修施設とする認定事業
4. 各職種で会員の実践を発表できる勉強会、講演会の企画及び開催
5. 行政の要請に基づきアドバイザーとし行政への参画
6. 前各号の事業に附帯する事業

#### (主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を栃木県塩谷郡高根沢町に置く。

#### (公告方法)

第 4 条 当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

#### (機 関)

第 5 条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 監事

## 第 2 章 会 員

### (種 別)

第 6 条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 地域緩和ケアに携わる又は関心のある企業及び団体で、当法人の趣旨に賛同するもの
- (3) 学生会員 当法人の目的に賛同して入会した学生
- (4) 名誉会員・功労会員・特別会員  
当法人に功績があったと認められた個人で、果たした職責に応じ理事会が推薦したもの

### (入 会)

第 7 条 当法人に会員として入会を希望する者は、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

### (会 費)

第 8 条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- ② 会員は、毎年 5 月末日までに、翌事業年の会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

### (退 会)

第 9 条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

### (除 名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の決議により、会員総会において法人法第 30 条及び第 49 条第 2 項第 1 号の定めるところにより条明することができる。この場合、その会員に対し、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

### (資格の喪失)

第 11 条 会員は、次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の会費支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき

- (2) 理事会が議決したとき
- (3) 成年後見人又は被保佐人となったとき
- (4) 死亡したとき若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れることができない。

- ② 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費およびその他の拠出品を返納する義務を負わない。

### 第 3 章

(評議員)

第 13 条 当法人は、正会員の中から評議員を社員総会において選出し、選出された評議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する報じる（以下「法人法」という。）に定める社員とする。

(職 務)

第 14 条 評議員は、社員総会を組織し、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(任 期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(報 酬)

第 16 条 評議員は無報酬とする。

(評議員名簿)

第 17 条 法人は、評議員の氏名又は名称及び住所を記載した評議員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の社員に対する通知又は催告は、評議員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

## 第 4 章 社員総会

### (招 集)

第 18 条 当法人の定期社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 2 ヶ月以内に召集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、副代表理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するときは、会日より 1 週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

### (招集続きの省略)

第 19 条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

### (議 長)

第 20 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障がある時は、副代表理事がこれに代わるものとする。

### (決議の方法)

第 21 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

### (社員総会の決議の省略)

第 22 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員が提案しがあった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

### (議決権の代理行使)

第 23 条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員又は親族をを代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 24 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

② 第 22 条の場合も、前項の議事録を作成する。

## 第 5 章 役員

(理事及び監事の員数)

第 25 条 当法人の理事及び監事の員数は、次のとおりとする。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以下
- (2) 監事 1 名以上 3 名以下

(理事及び監事の資格)

第 26 条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選出する。

② 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事及び監事の選任の方法)

第 27 条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が選出し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(理事及び監事の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- ② 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- ⑤ 増員により選出された監事の任期は、他の残存監事の残存期間と同一とする。但し、他の在任監事の任期の残存期間が 2 年にたりないときは、選任後 2 年以内に最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(代表理事)

第 29 条 当法人に代表理事 1 名、副代表理事 1 名を置き、理事会の決議によって選任する。

- ② 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。
- ③ 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときはその職務を代行し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第 31 条 当法人は法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

当法人は法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(非業務執行理事等の法人に対する責任の限度)

第 32 条 当法人は、法人法第 115 条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でない者に限る。）との間に、その任務を怠ったことによる侵害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる

(顧問)

第 33 条 当法人に若干名の顧問を置くことができる。

- ② 顧問は理事会において任期を定めた上で選任し、社員総会において承認を得るものとする。
- ③ 顧問の任期は原則 2 年とする。
- ④ 顧問は、無報酬とする。ただし、必要に応じて実費等を支払うことを妨げない。

(顧問の職務)

第 34 条 顧問は、代表理事の諮問に応え、当法人に対し、助言を行う。

## 第 6 章 理事会

### (招 集)

第 35 条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対し招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 代表理事に事故若しくは支障があるときは、副代表理事がこれを招集する

### (招集手続きの省略)

第 36 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

### (議 長)

第 37 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、副代表理事がこれに代わるものとする。

### (理事会の決議)

第 38 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (理事会の決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (職務の執行状況の報告)

第 40 条 代表理事及び副代表理事は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

### (理事会議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席記した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。



## 第 7 章 基 金

### (基金の募集)

第 42 条 当法人は、社員又は第三者に対し、法人法第 131 条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

### (基金の取扱い)

第 43 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規則」によるものとする。

### (基金の拠出者の権利)

第 44 条 拠出された基金は、基金拠出者と同意した期日までは返還しない。

### (基金の返還の手続)

第 45 条 基金拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

## 第 8 章

### (事業年度)

第 46 条 当法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

### (計算書等の定時社員総会への提出等)

第 47 条 代表理事は、毎事業年度、法人法第 124 条 1 項の監査を受け、かつ同第 3 項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については定時社員総会の承認を受け、事業法報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- ③ 代表理事は、定時社員総会の終結後遅滞なく、その社員総会において承認を受けた貸借対照表を第 4 条で定める公告方法により公告しなければならない。

### (計算書類等の備置き)

第 48 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに

これらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備置くものとする。

## 第9章 定款の変更

（定款の変更）

第49条 この定款は社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決によって変更することができる。

## 第10章 解散

（解散）

第50条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

1. 本定款で定めた存続期間の満了
2. 本定款で定めた解散の事由の発生
3. 社員総会の決議
4. 社員が欠けたこと
5. 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
6. 破産手続開始の決定
7. 法人法の規定による解散を命ずる裁判

（残余財産の帰属）

第51条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 附属

（設立時社員の氏名）

第52条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

渡辺 邦彦  
片見 明美

上 野 雅 広  
大 川 はるみ

(設立時の役員)

第 53 条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	渡 辺 邦 彦
設立時理事	片 見 明 美
設立時理事	上 野 雅 広
設立時監事	大 川 はるみ

(設立時の代表理事及び副代表理事)

第 54 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事	渡 辺 邦 彦
設立時副代表理事	片 見 明 美

(最初の事業年度)

第 55 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日（令和元年 12 月 6 日）から令和 2 年 5 月 31 日までとする。

(主たる事務所の所在場所)

第 56 条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は次のとおりとする。

主たる事務所 栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺 1105-3 花舎 L 棟

(定款に定めのない事項)

第 57 条 この定款に定めのない事項については、すべての法人法その他の法令の定めるところによる。